

別紙

諮問第1096号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日～〇年末の〇〇及び補助〇号線事業にかかる、私に関する協議、打ち合わせ資料一切、紙、電磁的記録（通話内容を含む）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和6年2月2日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年4月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年9月12日に実施機関から理由説明書を収受し、同月30日（第258回第一部会）から令和8年1月26日（第262回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件部分開示決定について

実施機関は、東京都都市計画道路事業補助線街路第〇号線についての事業認可区域の用地買収及び道路整備（以下「本件街路事業」という。）を実施している。近隣では、民間主体で組織された〇〇再開発組合（令和〇年〇月〇日以前は〇〇準備組合。以下単に「再開発組合」という。）により、市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）が進められており、実施機関は本件再開発事業と連携しながら、本件街路事業を実施している。

本件開示請求に係る対象保有個人情報、本件街路事業を円滑に進めるため、実施機関が地権者等の関係権利者及び関連する再開発事業者等と折衝をした際、必要と認める範囲で随時作成した折衝記録6日分に記載された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、折衝の出席者等の氏名（以下「本件不開示情報1」という。）を法78条1項2号に該当するとして、再開発組合の活動に関する内容のうち本件不開示情報1以外の不開示部分（以下「本件不開示情報2」という。）を法78条1項3号イに該当するとして不開示とする本件部分開示決定を行った。

イ 本件不開示情報1及び2の不開示妥当性について

(ア) 本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、再開発組合の組合員である個人、再開発組合の事務局担当者、及び参加組合員である法人の担当者等の氏名である。

実施機関は、本件不開示情報1は開示請求者以外の個人に関するものであり、特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2号により不開示としたと説明する。

審査会が検討したところ、本件不開示情報1は、開示請求者以外の個人の氏名であり、特定の個人を識別することができるものであることから、法78条1項2号本文に該当する。また、本件不開示情報1は公表されている情報ではないため、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとも認められないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性

質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は法78条1項2号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、本件再開発事業の活動に関する内容のうち、再開発組合において当時検討段階であった地権者等の各権利者への補償内容に関する情報及び審査請求人に関する担当者の認識等の情報である。

実施機関は、本件不開示情報2を開示することにより、再開発組合及び参加組合員である法人等（以下「再開発組合等」という。）の活動に影響が及び、再開発組合等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件不開示情報2は法78条1項3号イに該当すると説明する。また、折衝記録は街路事業を円滑に進めるために作成するものであり、関係する各権利者等に情報提供をするために作成するものではない旨説明する。

さらに、審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、再開発組合等は多様な利害関係者と調整や交渉を進めていくこととなるため、各段階で意見交換を行うことが必要となるが、その内容が開示されると、本件再開発事業において率直な意見交換を行うことが困難になり、結果として再開発事業を円滑に進めることができなくなるなど、著しい支障が生じるため、本件不開示情報2を不開示にしたとの説明があった。

審査会が見分したところ、これらの情報が開示されることにより、当時検討していた地権者等の各権利者に対する個別の補償状況等が明らかとなり、各権利者の取扱いの公平性に疑念を抱かせる可能性がある。その結果、補償に関する調整が遅延し、本件再開発事業の進捗も遅延するおそれがあるほか、参加組合員である法人の社会的信用が損なわれ、爾後の事業活動に支障が生じるなど、再開発組合等の正当な事業活動を害するおそれがあるものと考えられる。さらに、審査請求人に関する担当者の認識等に関する情報は、法人等の内部情報であって、当該情報が開示されることにより、参加組合員である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示情報2は法78条1項3号イに該当し、その内容及び

性質から同号ただし書には該当せず、不開示が妥当である。

(ウ) 裁量的開示について

審査請求人は、本件不開示情報 1 及び 2 について、仮に法定の不開示情報が含まれる場合であっても、本件は開示請求者の権利利益を保護するため特に必要があるときに該当するため、法80条により、全面的な裁量的開示がなされるべきである旨主張するが、不開示規定の例外として、個人の権利利益を保護するため開示することが特に必要であるとするに足りる具体的な理由を示しているとはいえない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環